

●所得の算定

総所得金額等から各種控除額を差し引いた額が、所得制限基準額以下であれば、医療費助成を受けることができます。

●所得判定時期について（新規）

- ・ 1月～9月に新規申請した場合 前々年の所得
- ・ 10月～12月に新規申請した場合 前年の所得

●所得制限基準額

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,758,000円	5,372,000円
1人	4,138,000円	5,848,000円
2人	4,518,000円	6,324,000円
3人	4,898,000円	6,776,000円

- ・ 扶養人数0人のときの所得制限基準額を基準に、1人につき38万円を加算。
- ・ 当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）もしくは老人扶養親族の場合は、さらに1人につき、10万円を加算（＝48万円）
- ・ 当該扶養親族が、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、さらに1人につき25万円を加算（＝63万円）

●所得の範囲

① 総所得の金額

（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（④を除く）、給与所得、譲渡所得（⑤⑥を除く）、雑所得、一時所得）

※ 給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、その合計額から10万円を控除した額となる。

② 退職所得の金額

※ 勤務先等から受ける「退職手当等」のこと。いわゆる「退職金（現年度分離課税扱い）」とは異なる。

③ 山林所得の金額

④ 土地等に係る事業所得等の金額

⑤ 長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額。）

⑥ 先物取引にかかる雑所得

⑦ 条約適用利子及び条約適用配当等

* 所得税法第35条第2項に基づく課税対象年金は雑所得として所得額に含まれる。
障害年金、遺族年金等の非課税所得は含まない。

●控除できる額

控 除 名	控除額	備 考
雑損控除	○	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等の所有する日常生活上必要な住居や家財が災害や盗難等により損害を受けた場合に適用される。
医療費控除	○	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等のために納税者が年間に10万円（又は総所得金額等の5%）以上の医療費を支払った場合に適用される。 最高額200万円。
社会保険料控除 ※適用なし	一律 80,000円	社会保険料控除は適用されない。 （社会保険料控除相当額として一律8万円を控除。）
小規模企業共済等掛金控除	○	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金や、条例に基づく扶養共済制度の掛金等を支払った場合に適用される。
配偶者特別控除	○	納税者自身の合計所得が1,000万円未満で、生計を一にする配偶者の合計所得が58万円超～133万円以下の場合に適用される。 最高額33万円。
特定親族特別控除	○	生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超～123万円以下の者がいる場合に適用される。 最高額45万円。
障害者控除（本人）	270,000円	身体手帳、療育手帳、精神手帳所持者は等級に関わらず該当する。 ※地方税法とは控除額が異なる。
障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	一人につき 270,000円	
特別障害者控除（本人）	400,000円	身体1～2級、療育④～A、精神1級所持者が該当する。 （同一人に障害者控除との併用は不可。） ※地方税法とは控除額が異なる。
特別障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	一人につき 400,000円	
寡婦控除	270,000円	夫と離婚（扶養親族あり）又は死別した後再婚していない者で、事実婚の状態になく、合計所得金額が500万円以下の場合に適用される。（ひとり親除く。） ※地方税法とは控除額が異なる。
ひとり親控除	350,000円	生計を一にする子（合計所得金額が58万円以下）がある単身者で、事実婚の状態になく、合計所得金額が500万円以下の場合に適用される。 ※地方税法とは控除額が異なる。
勤労学生控除	270,000円	納税者自身が学生・生徒で、勤労に基づく所得があり、合計所得金額が85万円以下かつ勤労以外の所得が10万円以下の場合に適用される。 ※地方税法とは控除額が異なる。
肉用牛の売却による事業所得に係る免除	○	農業を営む個人や法人が、特例措置の対象となる肉用牛を対象となる市場で売却した場合に適用される。

- ・ ○印は当該控除及び免除の実額を控除する。
- ・ 控除できるのは、課税台帳上実際に控除されたものに限る。